

2015年AOTCA大阪会議報告

日本税理士会連合会国際部 神谷 研

AOTCAは2015年10月14日から16日までの3日間、リーガロイヤルホテル大阪及びグランキュープ大阪(大阪国際会議場)にて、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及び国際タックスカンファレンスを開催した。

同会議には、14か国・地域の税務専門家等587人が集まり、うち日本からは日本税理士会連合会役員・国際部及び国際税務情報研究会委員のほか全国の税理士会員等合計300人が参加した。東海会からは、太田会長はじめ13名の会員が参加した。

10月14日午後3時から開催された専門委員会より実質的な会議がスタートし、15日は午前中にAOTCA定時総会、役員会、監事会が開催され、同日午後から16日午前にかけて国際タックスカンファレンスが行われた。

国際タックスカンファレンスは、まず15日に以下の講演等が行われた。
・基調講演「変貌する世界経済と税務行政の課題」前国

税庁長官林信光氏

・特別講演「BEPS行動計画と租税条約」パリ第二大学ギイ・ジエスト教授

・プレゼンテーション「モデル納税者憲章最終報告」AOTCAデビッド・ラッセル氏とSTEPマイケル・カデスキー氏

・日本税務研究センター主催プレゼンテーション「ルール・オブ・ローと日本の租税法」東京大学金子宏名誉教授

・日本税務研究センター主催プレゼンテーション「日本の国際課税」BEPSプロジェクトはどこまで実現されるか」政府税制調査会会長、東京大学大学院中里実教授

16日の国際タックスカンファレンスは、2テーマについてパネルセッション形式により行われた。
一つは、「税務専門家による租税教育への取り組み」と題し、インドネシア税理士会スリヨハデイ・ジュリアント氏、日本税理士会連合会租税



池田AOTCA会長

教育推進部長富村将之氏、韓国税務士会コ・ジュンホ氏並びにベトナム税理士会フオン・ヴァー氏に、各国の現状などを報告いただいた。なお、発表者へは事前に、①租税教育の定義、理念、目的、②政府の基本方針、③貴会の基本方針、④政府・貴会間の連携及び協力関係、⑤今後の展望・課題の5つのテーマが通知されており、それらに基づき報告がなされた。

二つは、「BEPS行動計画への対応」自国政府における対応、企業の見解」と題し、中国注冊税務師協会ソン・ウェイ氏、シンガポール税理士会ラサ・マシュー氏並びに

香港税務学会ジェレミー・チヨイ氏及び香港会計師公会アンソニー・タム氏に、前テーマ同様、各国の現状などを報告いただいた。BEPSセッションにおいても、発表者には事前に、BEPS行動計画のうち、「計画12…タックス・プランニングの報告義務」または「計画13…移転価格関連の文書化の再検討(国別報告の実施を中心として)」のいずれかを選択して、①貴国政府の対応、②企業の見解・対応、③税務専門家の見解・対応、④今後の課題の4つのテーマについて報告されるように通知されており、それらに基づき各国の現状が報告された。

パネルセッションの最後に、AOTCA専門委員長ギル・レビー氏と同委員長ケル・シュゴット氏が、「BEPS行動計画」AOTCAの取組みについて報告した。

そして、同会議のハイライトとして、OECD(経済協力開発機構)の租税委員会議長として長年BEPS問題に取り組んでこられた浅川雅嗣氏(財務省財務官)による「OECDのBEPSプロジェクト」と題した特別講演が行われ、同会議が締めくくられた。BEPS問題とは国際的な

「税源浸食と利益移転」問題を指している。競争優位の多国籍企業が、ビジネス活動のない国や地域、ゼロ税率や低税率国に利益を移転し、不当に税を免れる租税回避を、国際的な協調によりそれぞれの国の税源を守るために、OECDとG20の共同プロジェクトとして、包括的合理的な15項目の重点分野について「BEPS行動計画」として取り纏めが進んでおり、OECDは2015年10月15日、「BEPSに対する行動計画」として15の重点分野について最終レポートを公表した。そしていよいよ、2015年11月15日16日に開催されるG20においてステイトメントを公表する段階まで進んでいるようである。早晚、OECD加盟国やG20構成国は、15項目のBEPS行動計画に則った租税条約から各国国内税法も含めた改正が求められていくことになると思われる。

日本税理士会連合会国際部では、同会議の詳細な報告書を作成し公開することとしている。報告書が公開されたら、ぜひご一読のうえ、世界の潮流を感じ取っていただきたい。

AOTCA・BEPSの用語解説は13頁3段目参照